

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県成年後見サポートセンター

3 代表者の氏名

山本金一

4 主たる事務所の所在地

長野市大字南長野南石堂町1323番地14 シルキービル2F

5 定款に記載された目的

この法人は、成年後見制度の普及、活用及びそのための人材を育成することを通じ、高齢者・知的障がい者・精神障がい者（以下、高齢者等とする。）が自らの意思に基づいた日常生活が過せるよう、権利の擁護と財産の管理等について支援することにより高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年10月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ともしひ

3 代表者の氏名

横山メ作

4 主たる事務所の所在地

長野県小諸市字高峰1番地

5 定款に記載された目的

この法人は社会福祉に関心がある者に対し、社会経済、文化、その他あらゆる分野の社会福祉活動への参加を多角的に推進し、地域住民が高度な福祉サービスを受けることができるよう情報の提供、教育、援助することを目的とする。

NPO活動推進課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年11月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人水と緑の市民ネット

3 代表者の氏名

荒川正

4 主たる事務所の所在地

塩尻市大字広丘野村1788番地482

5 定款に記載された目的

この法人は、塩尻市内を中心とした地域の環境保全・美化に関する事業を行い、塩尻の水と緑を大切にし、自然と共生する豊かな地域づくりに寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

生活保護システムハードウェア 10台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県社会部地域福祉課  
電話 026 (235) 7094

#### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年11月22日（水）午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県社会部地域福祉課（必着）

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月24日（金）午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

#### 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

地域福祉課

#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

生活保護システムソフトウェア 10式

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 借入期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

- (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県社会部地域福祉課

電話 026 (235) 7094

#### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年11月22日（水）午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県社会部地域福祉課（必着）

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月24日（金）午前9時

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

地域福祉課

## 公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により木曽谷地域森林計画をたてたいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

## 1 森林計画区の名称

木曽谷森林計画区

## 2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター及び長野県木曽地方事務所

## 3 縦覧の期間

平成18年11月13日から平成18年12月13日まで

森林政策課

## 公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により伊那谷地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

## 1 森林計画区の名称

伊那谷森林計画区

## 2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所及び長野県下伊那地方事務所

## 3 縦覧の期間

平成18年11月13日から平成18年12月13日まで

森林政策課

## 公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により千曲川下流地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

## 1 森林計画区の名称

千曲川下流森林計画区

## 2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

## 3 縦覧の期間

平成18年11月13日から平成18年12月13日まで

森林政策課

## 公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により中部山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

## 1 森林計画区の名称

中部山岳森林計画区

## 2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県松本地方事務所及び長野県北安曇地方事務所

## 3 縦覧の期間

平成18年11月13日から平成18年12月13日まで

森林政策課

## 公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ 第2期）を定めましたので、同条第7項において準用する同法第4条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

1 名称 特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ 第2期）	長野県全域
2 計画期間 平成18年11月15日から平成23年3月31日	5 計画書の閲覧場所 長野県林務部森林整備課、各地方事務所林務課及び木曽農林振興事務所森林・農地活性課
3 計画の目的 ニホンジカの長期にわたる安定的な維持と農林業被害の軽減を図ることにより、ニホンジカと人との共存を図る。	6 問い合わせ先 長野県林務部森林整備課鳥獣保護係（電話）026-235-7273
4 計画の対象地域	森林整備課

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成18年11月13日

長野県知事 村井 仁

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
特-13 第11525号	株式会社樋口建設	樋口輝夫	須坂市大字坂田103	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業、大工工事業及び鋼構造物工事業）の取消し	平成18年6月17日	平成18年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15 第11525号	株式会社樋口建設	樋口輝夫	須坂市大字坂田103	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業）の取消し	平成18年6月17日	平成18年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第19950号	株式会社ダイワコーポレーション	山崎誠	上田市踏入2-16-56	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成18年8月2日	平成18年7月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第19790号	今井建築	今井勉	木曽郡南木曽町吾妻1172-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年8月3日	平成18年7月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第21662号	勝山工務店	勝山彌爾	須坂市大字日滝680-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（とび・土工工事業）の取消し	平成18年8月3日	平成18年7月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13 第550号	株式会社ナビテック	長坂好隆	飯田市長姫町5	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年8月7日	平成18年6月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

特-14 第1852号	有限会社吉池組	吉池 章	東筑摩郡筑北村坂井3544	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業）の取消し	平成18年8月7日	平成18年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第1852号	有限会社吉池組	吉池 章	東筑摩郡筑北村坂井3544	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業）の取消し	平成18年8月7日	平成18年7月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第22528号	OMK有限会社	清水健太郎	塩尻市大字広丘野村1703-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業）の取消し	平成18年8月7日	平成18年8月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第22729号	有限会社信濃エンジニアリング	青島淳一	大町市大町3150-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（塗装工事業）の取消し	平成18年8月7日	平成18年7月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13 第1143号	株式会社江原建設	江原勇二	北安曇郡白馬村大字北城2214	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（水道施設工事業）の取消し	平成18年8月7日	平成18年7月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第22683号	有限会社五味物産	五味香	小県郡青木村大字田澤3122	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（左官工事業、管工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業）の取消し	平成18年8月7日	平成18年8月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第19008号	登喜臣有限会社	田中臣吾	飯田市座光寺4851-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年8月7日	平成18年8月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第7122号	長野住研株式会社	荒井猛	長野市三輪10-4-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年8月10日	平成18年8月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第568号	株式会社大田工務店	大田喜嗣	長野市大字安茂里1758-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（とび・土工工事業）の取消し	平成18年8月10日	平成18年8月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第15334号	有限会社サンビーム長野	山口正男	長野市大字糸葉字日詰沖1826-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成18年8月10日	平成18年8月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第8912号	株式会社大樹興業	黒岩妙子	千曲市大字倉科284-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、舗装工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成18年8月10日	平成18年8月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-17 第5472号	日新建設株式会社	武田秀一	上田市常磐城6-1-26	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業）の取消し	平成18年 8月11日	平成18年8月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13 第1922号	株式会社原田組	原田和幸	北安曇郡松川村2844	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成18年 8月11日	平成18年7月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-15 第10531号	株式会社三井の森	田辺宏	茅野市豊平字東嶽10411	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業）の取消し	平成18年 8月11日	平成18年7月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第21242号	寺澤建築	寺澤義則	上田市生田2008-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年 8月11日	平成18年7月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第13931号	菊原工務店	菊原良男	南佐久郡南相木村473-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年 8月11日	平成18年7月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第2264号	株式会社須加尾建設	須加尾恵一	上高井郡高山村大字高井4417-イ-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年 8月16日	平成18年5月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第2790号	有限会社吉岡組	篠原記志夫	長野市三輪3-15-17	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業及び舗装工事業）の取消し	平成18年 8月17日	平成18年8月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13 第9436号	株式会社大極建設	北見極	須坂市大字米持326-14	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業）の取消し	平成18年 8月17日	平成18年7月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第1912号	エビヤ鉄工設備株式会社	鈴木多門	伊那市伊那3712	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（機械器具設置工事業）の取消し	平成18年 8月18日	平成18年7月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第9883号	株式会社北野	太田喜八郎	北安曇郡小谷村大字中小谷丙2071-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（大工工事業）の取消し	平成18年 8月21日	平成18年8月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第195号	株式会社三協産業	山辺正重	上田市国分1781	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年 8月22日	平成18年8月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-16 第22603号	株式会社カスコ	山岸 孝子	上田市常田2-22-31	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年 8月22日	平成18年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第12752号	株式会社北原商会	北原忠夫	諏訪市大字四賀1742-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業）の取消し	平成18年 8月22日	平成18年8月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第14779号	有限会社国美工業	赤羽基國	茅野市宮川8502-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年 8月22日	平成18年8月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第15358号	岩村建設株式会社	岩村清司	諏訪郡下諏訪町社7472-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（造園工事業）の取消し	平成18年 8月23日	平成18年8月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第9788号	日電工業設備株式会社	萩田 隆康	諏訪郡下諏訪町5440	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業及び熱絶縁工事業）の取消し	平成18年 8月29日	平成18年8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第9947号	株式会社ショウケン	古幡宗昭	松本市野溝木工2-6-16	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（消防施設工事業）の取消し	平成18年 8月29日	平成18年8月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第15997号	有限会社沖電気工業	沖 靖	安曇野市穂高柏原4446-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（消防施設工事業）の取消し	平成18年 8月29日	平成18年7月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第13859号	株式会社日幸ホーム	百瀬 勉	安曇野市穂高5649-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年 8月29日	平成18年8月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第10066号	西部建設株式会社	柿澤勇二	長野市宮沖209	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業及び建築工事業）の取消し	平成18年 8月31日	平成18年8月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第11995号	株式会社三和製作所	横山 卓	長野市中御所3-8-14	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成18年 8月31日	平成18年8月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第21137号	スエ仮設興業	須江幸弘	上田市本郷字常福819-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（とび・土工工事業）の取消し	平成18年 9月1日	平成18年7月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-15 第20741号	株式会社本久 ユーデック	加藤 久雄	長野市桐原1-3-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年 9月1日	平成18年9月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第2294号	麻績森林建設 株式会社	吉野 茂輝	東筑摩郡麻績村麻3279	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成18年 9月5日	平成18年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第21496号	有限会社シーアールサービス	六川 智晴	上田市住吉568-9	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成18年 9月11日	平成18年9月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第19900号	有限会社建信	塩野 治巳	須坂市墨坂2-10-12	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成18年 9月11日	平成18年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13 第9687号	株式会社河東 建設	横田 健三	須坂市大字小山字八幡浦1641-13	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業）の取消し	平成18年 9月11日	平成18年7月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13 第2002号	株式会社戸谷 組	戸谷 尊明	長野市大字茂菅146-6	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年 9月8日	平成18年8月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第22826号	片倉事務所	片倉 清貴	松本市大字笛賀7319-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成18年 9月15日	平成18年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第16765号	株式会社大和 土木建築	和田 保守	岡谷市赤羽3-12-25	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業）の取消し	平成18年 9月15日	平成18年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14 第16765号	株式会社大和 土木建築	和田 保守	岡谷市赤羽3-12-25	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成18年 9月15日	平成18年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第19118号	有限会社クリーンコンサル ティングサービス	齋谷 昇	大町市平1117	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（造園工事業）の取消し	平成18年 9月15日	平成18年9月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。